

令和5年第4回

小松市議会定例会議案

令和5年(2023年)9月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第58号	令和5年度小松市一般会計補正予算(第3号) ……………	1
議案第59号	令和5年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ……………	7
議案第60号	小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例について……………	11
議案第61号	小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例の一部 を改正する条例について……………	13
議案第62号	小松市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第63号	町の区域の変更及び字の区域の廃止について……………	43
議案第64号	財産の取得について……………	51
議案第65号	令和4年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	53
議案第66号	令和4年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	55
議案第67号	令和4年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……	57
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	59
報告第13号	専決処分の報告について……………	61
報告第14号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について……	65
報告第15号	法人の経営状況の報告について……………	67

議案第58号

令和5年度小松市一般会計補正予算 (第3号)

令和5年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,270,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	8,940,626	233,900	9,174,526
	1 国庫負担金	5,487,897	44,700	5,532,597
	2 国庫補助金	3,394,640	189,200	3,583,840
17	県支出金	3,856,272	21,520	3,877,792
	2 県補助金	1,057,404	21,520	1,078,924
19	寄附金	305,402	1,192	306,594
	1 寄附金	305,402	1,192	306,594
21	繰越金	97,575	45,408	142,983
	1 繰越金	97,575	45,408	142,983
22	諸収入	690,362	1,000	691,362
	4 雑入	439,309	1,000	440,309
23	市債	3,756,900	300,800	4,057,700
	1 市債	3,756,900	300,800	4,057,700
	歳 入 合 計	48,666,924	603,820	49,270,744

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,793,457	208,300	4,001,757
	1 総務管理費	3,074,565	206,300	3,280,865
	3 戸籍住民基本台帳費	198,974	2,000	200,974
3	民生費	17,901,635	2,586	17,904,221
	1 社会福祉費	8,135,681	2,586	8,138,267
4	衛生費	3,257,650	44,700	3,302,350
	1 保健衛生費	1,073,351	44,700	1,118,051
	2 環境対策費	1,200,715	0	1,200,715
5	労働費	18,720	10,000	28,720
	1 労働諸費	18,720	10,000	28,720
6	農林水産業費	1,100,972	12,450	1,113,422
	1 農業費	760,717	7,450	768,167
	2 林業費	312,510	5,000	317,510
7	商工費	1,039,663	3,000	1,042,663
	1 商工費	1,039,663	3,000	1,042,663
8	土木費	6,323,980	25,000	6,348,980
	4 都市計画費	1,105,711	25,000	1,130,711
9	消防費	1,512,786	59,700	1,572,486
	1 消防費	1,512,786	59,700	1,572,486
10	教育費	7,712,314	221,084	7,933,398
	1 教育総務費	1,115,929	3,800	1,119,729
	4 高等学校費	520,190	100	520,290
	5 社会教育費	1,311,109	28,200	1,339,309
	6 保健体育費	1,712,854	188,984	1,901,838
11	災害復旧費	197,801	17,000	214,801
	4 その他施設災害復旧費	0	17,000	17,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	歳出合計	48,666,924	603,820	49,270,744

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	6. 保健体育費	小松市武道館改修費	90,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中消防署 西出張所 整備費	59,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
小松市武道館 改修費	162,900			
スキー場 災害復旧費	17,000			
計	239,300			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道整備費	13,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	28,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
林道管理費	5,500				9,400			
小松駅 ターミナル プラン推進費	41,700				60,900			
末広野球場 改修費	138,700				161,900			
計	3,756,900				3,818,400			

令和5年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第1号）

令和5年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,493,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	1	141,885	141,886
	1 繰越金	1	141,885	141,886
	歳 入 合 計	10,352,000	141,885	10,493,885

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	47,986	141,885	189,871
	1 償還金及び還付加算金	2,531	141,885	144,416
	歳 出 合 計	10,352,000	141,885	10,493,885

議案第60号

小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年小松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（退職報償金の支給額）

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として2年以上勤務して退職した者に、次の各号の勤務年数の区分に応じそれぞれ当該各号に規定する額を支給する。

- (1) 2年以上5年未満 2万円
- (2) 5年以上 別表に定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条の規定は、消防団員で非常勤のもの令和5年7月1日以後の退職について適用し、同日前の退職については、なお従前の例による。

議案第61号

小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例について

小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設 設置条例の一部を改正する条例

小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例（昭和54年小松市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（施設）

第4条 スポーツ・レクリエーション施設内の施設は、次のとおりとする。

- (1) スキー場ゲレンデ
- (2) スキーリフト
- (3) ロッジ
- (4) ホットハウス
- (5) 駐車場

第5条の見出しを「（供用期間等）」に改め、同条中「スポーツ・レクリエーション施設のスキー場（駐車場を除く。）の供用期間は」を「スポーツ・レクリエーション施設をスキー場として供用する期間は」に、「運転休止日まで」を「運転休止日までの期間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の期間におけるスポーツ・レクリエーション施設の休業日は、月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）とし、スポーツ・レクリエーション施設の供用時間は、午前8時30分から午後9時までの間で、前条各号の施設の区分に応じそれぞれ市長が規則で定める時間とする。

第6条を次のように改める。

第6条 前条第1項の期間以外の期間のスポーツ・レクリエーション施設（スキーリフトを除く。以下この項において同じ。）の休業日は、土曜日、日曜日及び休日とし、スポーツ・レクリエーション施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの間で、第4条各号の施設の区分に応じそれぞれ市長が規則で定める時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、ロッジ（規則で指定する区域に限る。以下「ロッジ」という。）及びホットハウスは、第8条に規定する専用使用の承認があった場合に限り供用する。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、臨時にスポーツ・レクリエーション施設の一部又は全部の施設の休業日又は供用時間を変更することができる。この場合において、その旨を掲示その他の方法により周知するものとする。

第8条を次のように改める。

（使用の承認）

第8条 第5条第1項の期間においてスキーリフト及び附属設備等（規則で定めるものに限る。）を使用しようとする者又は第6条第1項の期間においてスキー場ゲレンデ（市長が指定する区域に限る。以下「ファミリーゲレンデ」という。）、ロッジ、ホットハウス若しくは駐車場を専用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第10条の見出しを「（使用者の義務）」に改め、同条第1項中「使用者」の次に「（施設又は施設の附属設備及び器具等（以下「附属設備等」という。）を使用しようとする者をいう。以下同じ。）」を加える。

第11条中「、使用者から別表に」を「、第8条の承認を受けた者から別表第1又は別表第2に」に改める。

第12条中「，前条に規定する利用料を」を「，前条の使用料を」に改める。

第13条中「，使用者の」を「，使用料を納入した者の」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

区分	金額（円）	
	学生	一般
1回券	300	300
11回券	3,000	3,000
1日券	2,800	4,000
4時間券	2,000	3,000
ナイター券	1,500	2,000
シーズン券	18,000	30,000

備考

- 1 この表において「学生」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学、専門学校又は各種学校に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準じる者及び小学校に就学するまでの者をいう。
- 2 この表において「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 3 この表において「1回券」とは、スキーリフトを1回片道使用できる券をいい、「11回券」とは、1回券が11枚つづりになったものをいう。
- 4 この表において「1日券」とは、交付日の供用時間（午後5時までの間に限る。）において、「4時間券」とは、交付を受けたときから4時間を経過するときまでの間において、「ナイター券」とは、交付日の供用時間（午後6時以降に限る。）において、それぞれ使用回数を制限することなくスキーリフトを使用することができるものをいう。
- 5 この表において「シーズン券」とは、交付を受けた日の属する年度における第5条第1項の期間内において、使用回数を制限することなくスキーリフトを使用することができるものをいう。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

区分	単位	金額（円）
ファミリーゲレンデ	1時間	4,000
ロッジ	1時間	3,000
ホットハウス	1時間	3,000
駐車場（第1～第5）	各区画・1日	2,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後に行う承認に係る使用料について適用し、同日前に行う承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第62号

小松市火災予防条例の一部を改正する 条例について

小松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市火災予防条例の一部を改正する条例

小松市火災予防条例（昭和37年小松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる基準によるほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の」を「、次の」に改め、同項第1号中「次に掲げる」を「次の」に、「距離以上の距離」を「次のいずれかの距離以上の距離」に改め、同号ア中「対象火気省令別表第1炉の項に」を「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）別表第1又は別表第2に」に改め、同号イ中「平成14年消防庁告示第1号」の次に「。以下「離隔距離基準」という。」を加え、同項第6号を同項第18号とし、同号の前に次の6号を加える。

(12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

(13) 熱風炉に附属する風道については、次によること。

ア 風道並びにその被覆及び支枠は、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メー

トル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(14) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(15) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、対象火気省令第13条第1項第1号の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床面上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ

過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講じること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講じること。

(16) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、差し込み接続とすることができる。

ウ イの差し込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(17) 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装

置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

第3条第1項第5号を削り、同項第4号を同項第11号とし、同号の前に次の5号を加える。

(6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

(7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

(8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

(9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

(10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講じること。ただし、第17号アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。

第3条第1項第3号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

第3条第1項に次の1号を加える。

(19) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡

を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

第3条第2項中「、次の各号に掲げる」を「、次の」に改め、同条第3項中「前2項に」を「前3項に」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

第3条の2第1項中「位置、構造及び管理は、対象火気省令の」を「構造は、次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。
- (2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

第3条の2第2項中「、前条の」を「、前条（同条第1項第11号及び第12号を除く。）の」に改める。

第3条の3第1項を次のように改める。

温風暖房機の位置及び構造は、次の基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合には、15とする。

）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位 センチメートル）
上方	$L \times 0.70$
側方	$L \times 0.55$
下方	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、く形の場合は長辺の長さとする。

第3条の3第2項中「第3条」の次に「（同条第1項第11号及び第12号を除く。）」を加える。

第3条の4第1項各号列記以外の部分中「対象火気省令の基準によるほか、次の各号掲げる」を「次の」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次の厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

- (7) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、
(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの
- (イ) (7)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

第3条の4第1項に次の1号を加える。

- (4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

第3条の4第2項中「第3条」の次に「(同条第1項第11号から第13号までを除く。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

第4条第1項を次のように改める。

ボイラーの構造は、次の基準によらなければならない。

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
- (2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

第4条第2項中「、第3条」の次に「(同条第1項第11号及び第12号を除く。)」を加える。

第5条第1項中「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない。」を「うち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。」に改め、同条第2項中「、第3条」の次に「(同条第1項第11号から第13号まで及び第15号オを除く。)」を

加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる」を「、次の」に改め、同項第2号中「造り」を「造」に改め、同条第2項中「、第3条」の次に「（同条第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）」を加える。

第7条第1項中「位置、構造及び管理は、対象火気省令の」を「構造は、次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
- (3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

第7条第2項中「、第3条」の次に「（同条第1項第11号及び第12号を除く。）」を加える。

第7条の2第1項中「位置、構造及び管理は、対象火気省令の」を「位置及び構造は、次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

第7条の2第2項中「、第3条」の次に「（同条第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）」を加える。

第8条中「管理は、対象火気省令の基準によるほか、第3条の」を「管理の基準については、第3条（同条第1項第6号及び第10号から第14号まで、同条第2項第5号並びに第3項を除く。）の」に改める。

第8条の2中「管理は、対象火気省令の基準によるほか、第3条の」を「管理の基準については、第3条（同条第1項第11号から第13号までを除く。）の」

」に改める。

第8条の3第1項及び第2項を次のように改める。

屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第15号（ウ，ス及びセを除く。），第16号及び第18号並びに同条第2項第1号，第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず，屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち，改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第15号（ウ，ス及びセを除く。），第16号及び第18号並びに同条第2項第1号及び第4号，第11条第1項第1号，第2号，第4号，第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

第8条の3第3項中「前2項に」を「前各項に」に改め，同項を同条第5項とし，同項の前に次の2項を加える。

- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号（アを除く。），第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第10号，第15号（ウ，ス及びセを除く。），第16号及び第18号並びに同条第2項第1号並びに第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで（第7号を除く。）並びに同条第2項並びに第12条第1項第1号，第3号及び第4号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに同条第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

第9条の見出し及び同条第1項中「囲炉裏」を「いろり」に改め、同条第2項中「囲炉裏」を「いろり」に、「、第3条第2項の」を「、第3条第2項第1号及び第4号の」に改める。

第9条の2第1項各号列記以外の部分中「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる」を「位置及び構造は、次の」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 防振のための措置を講じること。

第9条の2第2項中「、第3条」の次に「（同条第1項第10号から第14号まで、第16号、第17号及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）」を加える。

第10条各号列記以外の部分中「、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる」を「、次の」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 静電気による火花を生じるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講じること。

第10条の2を次のように改める。

（放電加工機）

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次の基準によらなければならない。

(1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度

を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

(2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

(3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。

(4) 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること。

2 放電加工機の管理は、次の基準によらなければならない。

(1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。

(2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。

(3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。

(4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次条に掲げるものを」を「次条第1項の急速充電設備を」に、「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる」を「次の」に改め、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、建築物等の」を「建築物等の」に改め、同条第2項中「の位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない。」を「にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項第3号の2及び第5号から第10号までの」に改める。

第11条の2第1項を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続す

るためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講じること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講じること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知

した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と自動車等の衝突を防止する措置を講じること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次の措置を講じること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。
 - ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

第11条の2第2項中「、前条第1項の」を「、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の」に改める。

第12条第1項中「内燃機関を」を「屋内に設ける内燃機関を」に、「、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、容易に点検することができる位置に設けなければならない。」を「及び構造は、次の基準によらなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。

(2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。

(3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

(4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

第12条第2項中「、内燃機関を」を「、屋内に設ける内燃機関を」に、「、第3条第1項及び第11条第1項の」を「、第3条第1項第15号及び第18号並びに第11条第1項の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

第12条第4項中「前3項に」を「前各項に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「屋外に設ける」を「前項の規定にかかわらず、屋外に設ける」に、「、次の各号に掲げる」を「、次の」に、「、第3条第1項及び第11条第1項並びに本条第1項の」を「、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第

18号、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに同条第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第2項中「蓄電池設備の」を「屋内に設ける蓄電池設備の」に、「第10条、第11条第1項及び第2項並びに前項の」を「第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項に規定するもののほか屋外に設ける蓄電池設備（柱状及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる」を「及び構造は、次の」に改め、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。

第14条第2項中「前項に規定するもののほか、ネオン管灯設備の位置、構造及び管理の」を「ネオン管灯設備の管理の」に、「、第11条第1項の」を「、第11条第1項第9号の」に改める。

第15条第1項中「、構造及び管理は、対象火気省令の」を「及び構造は、次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。
 - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
 - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
 - ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
 - エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
 - オ 1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。
- (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。
 - ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
 - イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設け

る等自動遮断の措置を講じること。

第15条第2項中「前項に規定するもののほか、舞台装置等の電気設備の位置、構造及び管理の」を「舞台装置等の電気設備の管理の」に、「第11条第1項の」を「第11条第1項第7号から第10号までの」に改める。

第16条中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第17条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「次の」に改める。

第17条の2各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「次の」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 対象火気省令別表第1又は別表第2の対象火気設備等又は対象火気器具等の種別の欄の設備等又は器具等の種別に応じそれぞれこれらの表の離隔距離の欄に掲げる距離

イ 離隔距離基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに

際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
- (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

第19条第1項を次のように改める。

固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

第19条第2項中「、前条第1項の」を「、前条第1項第1号から第9号の2までの」に改める。

第20条第1項中「気体燃料を使用する器具の取扱いは、対象火気省令の基準によるほか、気体燃料を」を「気体燃料を」に改め、同条第2項中「、第18条第1項の」を「、第18条第1項第1号から第10号までの」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる」を「、次の」に改め、同条第2項中「、第18条第1項の規定を」を「、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を」に改める。

第22条中「、第18条第1項の」を「、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の」に改める。

第23条第1項中「次の各号に掲げる場所で、消防長が指定する場所に」を「次の場所のうち消防長が指定するもの（以下この条において「指定場所」という。）に」に、「当該場所に」を「指定場所に」に改め、同条第2項を次のよ

うに改める。

2 指定場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に規則で定める基準に適合した標識を設けなければならない。

第23条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を」を「指定場所（第1項第3号に規定する場所を除く。）を」に、「、それぞれ次の各号に」を「、それぞれ当該各号に」に改め、同項第1号中「標識」の次に「（規則で定める基準に適合するものに限る。）」を加え、同項第2号中「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）」を「（規則で定める基準に適合するもの限り、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前項第2号に掲げる場合において、劇場等の」を「前項第2号の」に、「、劇場等の」を「、当該防火対象物の関係者が当該防火対象物の」に、「場合は」を「ときは」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「前項の喫煙所の」を「第3項第2号の喫煙所の」に、「当該場所」を「指定場所」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第1項の消防長の指定する場所の」を「指定場所の」に、「当該場所」を「指定場所」に改め、同項を同条第6項とする。

第29条の3及び第29条の4を次のように改める。

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第29条の3 住宅用防災警報器は、次の住宅の部分（第2号から第5号までの住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けなければならない。

(1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。

第4号及び第5号において同じ。）

- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通じる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通じる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
 - (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通じる階段の上端
 - (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（以下この号において「当該階」という。）の次のいずれかの住宅の部分
 - ア 廊下
 - イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通じる階段の上端
 - ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端
- 2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けなければならない。
 - (1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
 - (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
 - 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。
 - 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じそれ

ぞれ同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。）
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

- 5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。
- 6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次の基準により設置し、及び維持しなければならない。
 - (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
 - (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。
 - (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
 - (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
 - (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けなければならない。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げるものうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に掲げるものうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項

の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次の基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

(2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

(5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

6 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

第29条の5中「、令第5条の7第1項第3号に定めるときは、」を「、次の

各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (7) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第

7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第29条の7第2項中「、令第5条の7第1項第1号に」を「、第29条の3第1項に」に改める。

第30条、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項中「、次の各号に掲げる」を「、次の」に改める。

第44条第11号中「第8条の3第2項」の次に「又は第4項」を加え、同条第12号中「第12条第3項に」を「第12条第4項に」に改め、第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2第1項の改正規定(第4号を除く。)及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第11条第1項第3号の2、第11条の2第1項第4号、第13条及び第44条第13号の改正規定並びに附則第3項から附則第5項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の小松市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第5項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発

電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第3項第1号の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

議案第63号

町の区域の変更及び字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域の変更及び字の区域を廃止するものとする。

町の区域の変更及び字の区域を廃止する区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域		
町	町	字	地番
安宅新町	安宅新町	イ	1, 2の1, 4の1, 5の1, 6の1, 6の2, 7~10, 11の1, 11の2, 12~17, 18の1, 18の2, 19~23, 24の1, 24の2, 25~27, 28の2, 29~32, 33の1, 33の2, 34~37, 38の1, 38の2, 39, 40の1, 40の2, 41, 42の1, 42の2, 43の1, 43の2, 44の1~44の3, 45の1, 45の2, 46の1, 46の3~46の5, 48の1~48の3, 49の2, 50の1, 50の2, 51の1, 51の2, 52の1~52の4, 53の1, 53の2, 54の1, 54の2, 55, 55の1, 56の1, 56の2, 57, 58の1~58の3, 59の1, 59の2, 60の1, 60の2, 61の1~61の3, 62の1, 62の2, 63, 64の1, 64の2, 65の1, 65の2,

66～68, 68の1, 69の1, 69の2, 70
, 71, 72の1, 72の2, 73の1, 73の
3, 74, 75の1, 75の2, 76の1, 76
の2, 77, 78の1, 78の2, 79, 80の
1, 80の2, 81, 82の1～82の4, 83
の1, 84の3, 84の4, 88, 88の1,
89の1, 90の1, 90の2, 91の1, 91
の2, 92, 92の1, 93, 93の1, 94,
95, 96の1, 96の2, 97～99, 99の1
, 101の1, 101の2, 102の1,
102の2, 103の1～103の3, 104
の1, 104の2, 105の2, 106の1
, 106の2, 107の2, 109, 113～
115, 117の1, 118の1, 119,
120の1, 121, 122の1, 123,
124, 125の1, 125の2, 126,
127, 128の1, 129, 130の1,
130の2, 131～133, 136の1,
136の2, 137, 138, 140, 141,
142の1, 143の2, 144の1, 145
の2, 148の2, 149の2, 150の1
, 151の1, 151の3, 152の1～
152の4, 153, 154の1, 154の2
, 157～160, 163, 164, 164の1
, 165, 165の1, 166～170, 171
の1～171の3, 172, 173の1～
173の3, 174, 175の1, 175の2
, 176の1, 176の2, 177～185,

187, 188の1～188の4, 189の1
, 189の2, 190の1, 191, 192,
193の1～193の5, 194, 195の1
, 195の2, 196の1, 196の2,
197, 198, 199の1, 199の2,
201, 202, 205, 206の2, 206の
3, 207の1～207の6, 210の1,
210の2, 211の1～211の3, 212
の1, 212の2, 212の5～212の7
, 216の1, 216の5, 219の1～
219の6, 220の1～220の6, 221
の1～221の4, 222の1, 222の2
, 223の2～223の4, 224の1～
224の4, 225の1～225の3, 226
の1, 226の3, 226の4, 229,
230の1, 230の2, 231, 233の1
, 233の2, 236, 238～240, 241
の1, 241の2, 242, 243の1～
243の4, 243の9～243の32, 243
の37～243の46, 243の48, 243の51
, 243の54, 243の57, 244の1～
244の10, 245の1～245の8, 245
の11～245の35, 245の37～245の39
, 246の1～246の6, 246の8,
246の9, 247の1, 247の2, 247
の4～247の7, 247の15～247の26
, 247の28～247の43, 247の51～
247の54, 247の58～247の88, 247

		<p>の102, 247の103, 247の105, 247の106, 248の1~248の8, 248の10~248の15, 249の12~249 の14, 249の18, 252の4~252の6 , 253</p>
ニ		<p>29の1, 34の1, 35, 36の2, 37, 38 の2, 88の1, 90の1, 95の1, 103 , 107~110, 112の1, 112の2, 113~116, 117の1, 118の2, 118の5, 119の1~119の7, 120 , 121の甲, 121の丙, 121の1, 122, 123, 124の甲, 124の1, 124の2, 126, 127, 130の甲, 130の乙1, 130の丙, 130の2, 131~133, 134の1, 134の2, 135, 138の甲, 138の乙, 138の1 , 141の1, 142の2, 143の2, 266</p>
ワ		<p>1~48, 105の1</p>
カ		<p>1~11, 12の1, 12の2, 13の1, 13 の2, 14の1~14の3, 15, 16, 17の 1, 17の3, 18の1, 18の3, 19の1 , 19の3, 20の1, 20の3, 21, 22, 23の1, 23の3, 24の1, 24の3, 25 の1, 25の3, 26~31, 32の1, 32の 3, 33の1, 33の3, 34の1, 34の3 , 35の1, 35の3, 36の1, 36の3,</p>

		37の1, 37の3, 38の1, 38の3, 39の1, 39の3, 40の1, 40の3, 41の1, 41の3, 42, 43の1, 43の3, 44の1, 44の3, 45の1, 45の3, 46の1, 46の3, 47の1, 47の3, 48の1, 48の3, 49の1, 49の3, 50の1, 50の3, 51の1, 51の3
ヨ		1~43, 44の1, 44の2, 45~47, 48の1, 48の2, 49, 50, 51の1, 51の2, 52~55, 56の1, 56の2, 61~68, 69の1, 69の3, 70の1, 70の3, 71の1, 71の3, 72の1, 72の3, 73の1, 73の3, 73の4, 75, 76, 92の1, 92の3, 95の1, 95の3, 96の1, 96の3, 97の1, 97の3, 98の1~98の6, 99の1, 99の1の2, 99の1の3, 99の1の5, 99の2~99の7, 100の1, 100の3, 101の3~101の6, 102の1~102の6, 103
タ		1の1, 1の3, 4の1, 4の3, 5の1, 5の3, 8の1, 8の3, 9の3, 55の1
ナ		1~3, 4の1, 4の2, 5の1, 5の2, 6の1, 6の2, 7の1, 7の2, 8の1, 8の2, 9の1, 9の2, 10の2, 11の2, 12の2, 15~24, 29の1, 29の2, 30~32, 44, 45, 46

		の1, 46の2, 132の2, 136~142, 143の2, 145~149
	ラ	1の1, 1の2, 2~16, 17の1, 17の2, 18の1, 18の3, 19~26, 27の1, 27の2, 28~53, 54の1, 54の2, 55~117, 118の1, 118の2, 119~127, 128の1, 128の2, 129の1, 129の2, 130の1, 130の2, 131の1, 131の2, 132の1, 132の2, 133の1, 133の2, 134の1, 134の2, 135の1, 135の2, 136, 137
	ム	1の1, 1の2, 2の1, 2の2, 3~6, 7の1, 7の2, 8の1, 8の2, 9の1, 9の2, 10の1, 10の2, 11~24, 25の1, 25の2, 26~29, 30の1, 30の2, 31の1~31の3, 32の1, 32の2, 33~35, 36の1, 36の3, 37, 38, 39の1, 39の2, 40~44, 45の1, 45の2, 46の1, 46の2, 47~59, 60の1, 60の2, 61の1, 61の2, 62の1, 62の2, 63~80, 81の1, 81の2, 82の1, 82の2, 83~86
	乙	1~3, 4の1, 5の2, 5の5, 31の2, 32の1, 32の4, 33の1, 34の5
	丙	1の1, 1の2, 2~5, 7の1~7

		<p>の 3, 7 の 5, 8 ~12, 13 の 1, 13 の 2, 14~16, 17 の 1, 17 の 2, 19~21, 23, 24 の 2, 25~30, 31 の 1, 31 の 2, 32~40, 41 の 1 ~41 の 3, 42 の 1 ~42 の 3, 43 の 1 ~43 の 3, 44 の 1 ~44 の 3, 45 の 1 ~45 の 3, 46 の 2, 46 の 3, 47 の 2, 47 の 3, 48 の 1 ~48 の 3, 49 の 1 ~49 の 4, 50 の 1, 51 の 1, 52 の 1, 53 の 1, 54 の 1, 55 の 1, 56 の 1, 57 の 1, 58 の 1, 59 の 1, 60 の 1, 61 の 1, 62 の 1, 63 の 1, 64 の 3, 65 の 1, 65 の 2, 65 の 5, 66 の 1, 83 の 2, 83 の 3, 84 の 2, 84 の 3, 85 の 2, 85 の 4, 85 の 5, 86 の 2, 86 の 3, 87 の 2, 87 の 3, 88 の 2, 88 の 3, 89 の 2, 89 の 3, 90 の 2, 90 の 3, 91 の 2, 91 の 4, 202 の 1 ~202 の 3, 203</p>
草野町	乙	<p>354 の 3, 354 の 4, 357 の 2, 357 の 3, 358 の 2 ~358 の 4, 359 の 2 ~359 の 4, 360 の 2, 360 の 3, 361 の 2, 361 の 3, 362 の 2, 362 の 3, 363 の 2, 363 の 3, 364 の 2, 364 の 3, 365 の 2, 365 の 3, 366 の 1 ~366 の 3, 367 の 1 ~367 の 3, 368 の 1 ~368 の 3, 369, 370 の 1, 370 の 2, 371 の 1 ~371 の 3, 372 の 1 ~372 の 3, 373 の 1</p>

			~373の3
--	--	--	--------

区域内に介在する道路，水路等の公有地の全部を含む。

議案第64号

財産の取得について

小松市の消防資機材整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 消防資機材一式 |
| 2 取得する価格 | 金20,838,752円 |
| 3 契約の相手方 | 金沢市増泉2丁目19番10号
株式会社本田商会
代表取締役 柴 達也 |

令和4年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和4年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和4年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第66号

令和4年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度小松市水道事業会計決算

令和4年度小松市下水道事業会計決算

令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第67号

令和4年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和4年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

693,958,189円

当年度純利益	429,087,561円
前年度繰越利益剰余金	34,870,628円
積立金の取崩し	230,000,000円
(減債積立金 40,000,000円, 建設改良積立金 130,000,000円, 震災対策積立金 60,000,000円)	

2 未処分利益剰余金の処分

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 減債積立金への積立て | 10,000,000円 |
| (2) 建設改良積立金への積立て | 200,000,000円 |
| (3) 震災対策積立金への積立て | 210,000,000円 |
| (4) 資本金への組入れ | 230,000,000円 |

3 翌年度繰越利益剰余金の額

43,958,189円

報告第12号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により，令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は，実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	11.7％
将来負担比率	112.3％

2 資金不足比率

（「－％」は，資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第3号 小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「，消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1」を「，消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2」に改める。

附 則

この条例は，令和5年10月1日から施行する。

報告第14号

地方独立行政法人の業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 令和4年度 業務実績の評価

別冊のとおり

報告第15号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，公立
大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和4年度公立大学法人公立小松大学決算 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(1) 事業実績の概要

開学5年目を迎えた令和4年度は、4月に大学院サステイナブルシステム科学研究科を新設した。生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローバル文化学専攻の1研究科3専攻で組織し、基本理念に掲げる「持続可能性」の実現に向けて、専攻の垣根を越えた連携と協働による教育研究体制を整えた。

教育では、学生の授業評価アンケートを引き続き実施するとともにその結果を担当教員及び各学部・学科にフィードバックし、授業の改善・向上につなげた。令和4年度の学生の授業満足度は5段階評価で平均4.27と高い評価を得た。看護学科、臨床工学科では国家試験対策特別講座の実施に加えて、担当教員によるきめ細かなフォローを行い、国家試験合格率は看護師98%、保健師100%、臨床工学技士100%となり、いずれも全国平均を大きく上回った。

学生支援では、物価高に対する経済対策として、日本学生支援機構の給付型奨学金に加えて大学独自の支援を行ったほか、授業料免除や奨学金制度の周知、助言を積極的に行った。就職支援では、キャリアサポートセンターを中心に、学年に応じた各種企画を実施するとともに、各学科及び就職担当教員と連携して相談対応にあたった。最終的に、卒業生の就職内定率は100%となり、2年連続100%を達成した。

学生募集では、高等学校進路指導教諭対象の説明会やオープンキャンパスの開催、高校訪問など多面的に展開し、募集人員240名に対し、志願倍率は4.7倍となった。

研究、地域連携では、大学の「つよみ」となり得る分野横断型の研究を支援するため、学内公募型研究支援制度として「公立小松大学重点研究『つよみ』」を新設した。市民公開フォーラム、シーズ・ニーズマッチングシンポジウム、こまつ市民大学などの開催を通じて、研究成果や専門知識を広く市民や企業に紹介し、大学の「知」の還元を図った。また、平成31年3月にアメリカ合衆国カリフォルニア州シリコンバレーに開設したオフィスを拠点に、「産学合同シリコンバレー研修」を3年ぶりに開催し、

地域の企業人4名と学生11名らが参加し、現地の最新の動向に触れつつ、課題解決型学習に取り組んだ。8月の豪雨災害に伴う小松市災害ボランティア活動に、大学ボランティアサークルを始め、学生及び教職員、延べ100名が参加（10日間）し、被災地の支援を行った。

国際交流では、7月には、公立小松大学学長が金沢大学学長と共に中米のグアテマラ共和国及びホンジュラス共和国を訪問し、共用オフィスを開設した。シリコンバレーオフィスを含めて公立小松大学の海外オフィスは計3カ所となった。交換留学生として、海外協定校へ学生9名を派遣するとともに、留学生12名の受け入れを行った。令和3年度に引き続き、保健医療学部教員が主体となり、英語圏アフリカ諸国の医療従事者を対象とした国際協力機構（JICA）の青年研修をオンラインで実施した。

法人経営においては、大学院サステイナブルシステム科学研究科（修士課程）の開設に伴い、博士課程設置検討WGが中心となって大学院博士後期課程設置認可申請の準備を進め、3月に設置認可申請書を文部科学省へ提出した。また、1月に、従前の「自己点検・評価委員会」を改め、「自己点検評価・内部質保証推進会議」を設け、全学的な内部質保証体制の確立及び抜本的な見直しを図るとともに、「内部質保証の方針」を定め、具体的な体制及び手続きを明確化した。

(2) 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
I 固定資産	3,179,720,744
有形固定資産	3,146,106,063
土地	335,790,000
建物	2,211,949,461
工具器具備品	234,105,573
図書	228,931,162
その他有形固定資産	135,329,867
無形固定資産	33,564,681
投資その他の資産	50,000
II 流動資産	1,104,528,003
現金及び預金	1,085,178,960
未収入金及び前払費用	19,349,043
資 産 合 計	4,284,248,747
負債の部	
I 固定負債	1,743,854,750
資産見返負債	726,214,645
長期寄附金債務	531,775,893
その他固定負債	485,864,212
II 流動負債	350,475,660
授業料債務	133,040,000
寄附金債務	9,069,709
未払金等	89,682,771
その他流動負債	118,683,180
負 債 合 計	2,094,330,410
純資産の部	
I 資本金	1,956,640,000
II 資本剰余金	48,803,469
III 利益剰余金	184,474,868
純 資 産 合 計	2,189,918,337

- 資産 42億8千万円 (前年度比 1億9千万円増)
 主な増加要因▶ **工具器具備品** 栗津・末広キャンパスの研究設備の購入及び新規リース物件
その他有形固定資産 末広キャンパス研究実験棟の建設のための建設仮勘定
現金及び預金 市からの運営費交付金の増加及び末広キャンパス研究実験棟新設工事等の一部繰越のため
- 負債 20億9千万円 (前年度比 1億9千万円増)
 主な増加要因▶ **資産見返負債** 末広キャンパス研究実験棟の建設のための建物仮勘定見返運
 営費交付金等による増加
授業料債務 収益化せず次年度への繰越事業の財源とするため
- 純資産 21億9千万円 (前年度比 3百万円増)
 主な増加要因▶ **利益剰余金** 目的積立金による増加

(3) 損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
Ⅰ 経常費用	1,768,793,054
業務費	1,584,006,846
教育研究経費	514,723,870
受託研究等費	26,760,201
人件費	1,042,522,775
一般管理費	183,723,526
財務費用	1,062,682
Ⅱ 臨時損失	25,000,000
費 用 合 計	1,793,793,054
収益の部	
Ⅰ 経常収益	1,882,722,247
運営費交付金収益	1,239,430,218
授業料等収益	520,333,500
受託研究等収益	26,760,201
寄附金収益	3,942,914
補助金等収益	1,709,890
雑益	37,067,006
その他経常収益	53,478,518
Ⅱ 臨時利益	0
収 益 合 計	1,882,722,247
当期純利益	88,929,193
目的積立金取崩額	0
当 期 総 利 益	88,929,193

○**経常費用** 17億7千万円（前年度比 4千万円増）

主な増加要因▶ **教育研究経費** 燃料価格高騰や円安の影響、旅費交通費・奨学金等の増加
一般管理費 光熱費の増加

構成比率（主な科目）▶ 人件費59% 教育研究経費29% 一般管理費10%

○**経常収益** 18億8千万円（前年度比 1億4千万円増）

主な増加要因▶ **運営費交付金収益** 運営費交付金の増加及び前年度は固定資産の購入により減少
構成比率（主な科目）▶ 運営費交付金収益66% 授業料等収益28%

○**当期純利益** 9千万円（前年度比 7千万円増）

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益

主な増加要因▶ **運営費交付金収益** 運営費交付金の増加及び前年度は固定資産の購入により減少

○**当期総利益** 9千万円（前年度比 7百万円減）

経常利益から臨時損失を差し引いた利益

○公立大学法人の本務は中期目標、中期計画に示す教育・研究事業であり、会計制度は、大学の活動に要した経費を費用、活動のための財源を収益と位置づけ、損益均衡になる仕組みが取られている。昨年度に続き、経費の節減や自己収入の増加等の効率的な業務運営や経営努力を行い利益が生じた。

2 令和5年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、令和5年1月に設置した自己点検評価・内部質保証推進会議を柱に、大学の内部質保証体制の強化を図るとともに、多元的に学修成果や教育成果を把握及び可視化し、学修者本位の質の高い教育を展開する。また、就職支援については、引き続きキャリアサポートセンターや各学科の就職担当教員が連携し、多面的な就職支援活動を行う。大学院博士後期課程の開設に向け、設置計画に基づき、着実に準備を進めるとともに、入学者選抜試験を計画的に実施する。社会人教育では、市民が学びに触れ、自らを豊かにする場として、公開講座「こまつ市民大学」や「ものづくり人材スキルアッププログラム」等を引き続き実施する。

研究では、大学の「つよみ」となる分野横断型の特色ある研究を支援するとともに、シンポジウム開催や各種広報媒体等を活用し、企業等との共同研究及び受託研究等の推進を図る。

国際交流では、グローバル人材養成のため、海外大学等との交流協定締結の拡大を図るとともに、長期・短期交換留学の促進、学生交流、研究者交流を積極的に展開する。

地域連携では、市民公開フォーラムやシーズ・ニーズマッチングシンポジウムの開催、各種イベントへの出展をはじめ、「産官学合同シリコンバレー研修」を実施し、地域課題の解決や地域社会の活性化に向けたプラットフォームづくりを推進する。

業務運営では、開学以来初となる大学機関別認証評価の受審に適切に対応するとともに、小松市が示す第2期中期目標を踏まえ、大学の自主性・自律性に基づいた第2期中期計画を令和5年度に策定する。策定にあたっては、多様なステークホルダーの意見を聴取し、社会の要請の把握に努める。また、FD・SD研修等により教職員の資質・能力の向上に努める。外部資金の獲得においては、科学研究費補助金の申請支援等の組織的な取り組みを推進するとともに、産官学連携のアプローチからも獲得増加を図る。

(2) 収支計画

自 令和5年4月1日
 至 令和6年3月31日
 (単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	2,175
業務費	1,682
教育研究経費	392
受託研究等費	23
人件費	1,267
一般管理費	408
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	85
II 臨時損失	0
費用合計	2,175
収益の部	
I 経常収益	2,090
運営費交付金収益	1,296
授業料等収益	739
受託研究等収益	25
財務収益	0
雑益	30
II 臨時利益	574
資産見返運営費交付金等戻入	332
資産見返寄附金戻入	140
資産見返物品受贈額戻入	102
収益合計	2,664
当期純利益	489

※地方独立行政法人会計基準改訂により、資産見返負債が令和5年度から廃止となるため、初年度は臨時利益とする。